

長岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市杜々の森名水公園の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市杜々の森名水公園条例（平成17年長岡市条例第279号）第13条第2項の規定により告示します。

令和6年3月19日

長岡市長 磯田達伸

1 供用期間

4月第3土曜日から11月30日まで

2 開園時間

午前9時から午後5時まで

3 休園日

(1) 4月第3土曜日から7月31日まで及び9月1日から11月30日まで

毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 8月1日から8月31日まで

無休

4 供用期間、開園時間及び休園日を定める期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで